

調布都市計画地区計画 岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の原案に対する 都市計画法第16条に基づく縦覧と意見書の提出について

●内容

都市計画法には、地区計画等の案を作成しようとする場合、「その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成する」と規定されています。

今回、岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の原案を作成いたしましたので、縦覧及び意見書の受付を行います。

縦覧の期間	: 令和5年8月24日(木)～9月7日(木)
意見書の提出期間	: 令和5年8月24日(木)～9月14日(木)(消印有効) いずれも土曜日・日曜日・祝日を除きます。
縦覧・意見書受付時間	: 午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所・意見書の提出先	: 狛江市まちづくり推進課(狛江市役所5階)

●意見書を提出できる方

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

- (1) 地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者その他対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する方
- (2) その土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人

●意見書のご提出方法

以下のいずれかの提出先・方法にてご提出ください。

狛江市まちづくり推進課(狛江市役所5階)へ持参、郵送、ファックス又はメール

意見書を提出される際は、以下の各号に掲げる事項を記載した意見書に、権利を有する土地の付近見取図を添付してください。なお、意見書の書式は自由ですが、参考として市ホームページに様式を掲載していますのでご活用ください。

- (1) 提出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他団体にあつては代表者の氏名
- (2) 都市計画の名称
「調布都市計画地区計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画」
- (3) 権利を有する土地の所在地、権利の種類及び面積
- (4) 意見及びその理由